

議会議務局長に対する事務委任規則をここに公布する。

平成二十一年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第二十六号

議会議務局長に対する事務委任規則

(趣旨)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百五十三条第一項の規定に基づき、広島県議会(以下「議会」という。)の事務局長の職にある職員(以下「議会議務局長」という。)に対し、知事の権限に属する事務の一部を委任する事項について定める。

(議会議務局長への委任)

第二条 議会の所掌に係る事項に関する次に掲げる事務は、議会議務局長に委任する。

- 一 収入の通知をし、及び配当予算の範囲内において支出を命令すること。
- 二 配当予算の範囲内における県の支出の原因となる契約その他の行為に関すること。ただし、次に掲げる事務を除く。
 - (一) 建設工事に関すること。
 - (二) 物品の購入及び修繕に関すること。
 - (三) 不動産の取得に関すること。
 - (四) 予定賃借料又は使用料の年額又は総額が三百万円以上の公有財産の賃借に関すること。
 - (五) 借受面積が三千平方メートル以上の土地の賃借に関すること。
 - (六) 一件五百万円以上の損失補償に関すること。
 - (七) (一)から(六)までに掲げるもののほか、知事が一括して行う契約に関すること。
- 三 歳入歳出外現金及び有価証券の出納通知に関すること。
- 四 公有財産及び物品の無償による取得及び借受けに関すること。
- 五 議会及び議会議務局の用に供する物品及び占有動産の管理に関すること。
- 六 議会庁舎及び敷地並びに県庁舎北館三階部分(階段部分、エレベーター部分、ファン室部分及び機械室部分を除く。)及び四階部分(エレベーターホールより西側部分に限る。)並びに議会庁舎からこれに通じる渡り廊下の管理及び庁内取締りに関すること。ただし、次に掲げる事務を除く。
 - (一) 敷地上の清掃並びに敷地上の植木及び芝生の維持管理に関すること。
 - (二) 建築物及び工作物の増改築及び修理に関すること。
 - (三) 空気調和、電気(弱電を含む。)、給排水、衛生及びガスの各設備の設置及び維持管理(通常の使用に関するものを除く。)に関すること。
- 七 前号に掲げる行政財産の一月未満の使用許可並びに当該許可に係る使用料の額の決定、徴収及び減免に関すること。
- 八 予算の配当替に関すること。

九 県税外収入の徴収に関すること。ただし、電子計算組織により作成する納入通知書による納入の通知を除く。

(知事の指揮を受ける事項)

第三条 議会事務局長は、前条の規定により委任された事務であっても、次に掲げる場合には、その処理につき、あらかじめ、知事の指揮を受けなければならない。

- 一 事案が重要又は異例と認められる場合
- 二 事案について疑義若しくは紛議があり、又は紛議を生じるおそれがある場合

附 則

この規則は、公布の日から施行する。